会員規定

2015年　５月１７日施行

# （目 的）

第１条 この規定は、特定非営利法人アフォール（以下、この法人という）の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

# （性 格）

第２条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与するものである。

# （会員の範囲と義務）

第３条 この法人の会員は、定款第６条に定める種別の通りとし、定款第８条の規定により、本規定第４条の会費を納入しなければならない。

# （会 費）

第４条 定款第８条による会費は、次の通りとする。

# （１）正会員

個人会員

年会費１口３千円を１口以上

団体会員

民間非営利組織（ＮＰＯ）：年会費１口１万円を１口以上

き　り　と　り

行政組織（政府・地方公共団体等）：年会費１口５万円を１口以上

営利組織（企業等）：年会費１口１０万円を１口以上

# （２）賛助会員

個人会員および団体会員 年会費１口500円を１口以上

２ 年会費は、毎年４月１日より翌年３月３１日までの１か年の会費をいう。

# （会費の納入）

第５条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

# （役 割）

第６条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

（１）正会員は総会への出席

（２）事業活動への参加

# （特 典）

第７条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

２ 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

# （規定の変更）

第８条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

入会申込書 　平成　　年　　月　　日

　特定非営利法人アフォールの会員に申し込みます。定款を遵守し、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与します。

正会員　　　賛助会員　（〇をお付けください）

署名　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| ご氏名 |  |
| メールアドレス | ※PDF資料を添付できるアドレスを推奨 |
| 住所 | 〒 |
| 電話 |  |
| FAX（任意） |  |
| 所属（任意） |  |
| 所属のホームページURL（任意） |  |
| 紹介者のお名前（任意） |  |

（メール用）

----入会申込書（必要事項をご記入しメールでご送信ください----

　特定非営利法人アフォールの会員に申し込みます。定款を遵守し、誰もが子育てを楽しむことができる社会の実現に寄与します。

ご氏名

ご氏名の読み仮名

メールアドレス（PDF資料を添付できるアドレスを推奨）

住所　 〒

電話

FAX（任意）

所属（任意）

所属のホームページＵＲＬ（任意）

紹介者のお名前（任意）

-----------ここまで------------